

障がい者雇用ナンバー1都市・大阪に向けた取組みがスタート!

「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」が成立しました。

「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(大阪府ハートフル条例)」が成立し、2010年(平成22年)4月1日から施行されます。そこで、ハートフル条例を中心に、「障がい者雇用ナンバー1都市・大阪」に向けた大阪府の新たな取組みをご紹介します。

【ハートフル条例制定の背景】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、民間事業主、国、地方公共団体は、法定雇用率以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされています。(精神障がい者は、雇用義務の対象ではありませんが、精神障がい者保健福祉手帳を所持されている方であれば、各事業主における雇用率に算定することができます。)

- ※民間の法定雇用率…民間事業主 1.8%
- 特殊法人や独立行政法人 2.1%

しかしながら、大阪の民間事業主における障がい者の雇用率は、法定雇用率を下回る状況が続いており、働く意思や能力を有する障がい者に働く機会が十分に提供されているとはいえないのが現状です。

このような状況を改善し、障がい者が、夢や希望を持って生き生きと働き、自立した生活を送ることができる地域社会を実現するため、ハートフル条例を制定することにしました。

【ハートフル条例の概要】

【第一章 総則】

第一章では、この条例の「目的」や「基本理念」、「各主体の責務」について定めています。「各主体の責務」は、次のとおりです。

府の責務…障がい者の雇用の促進等及び就労の支援のための施策を策定し、関係機関と協力して施策を実施する責務を有します。

事業主の責務…進んで雇用の機会の創出及び拡大を図らなければなりません。また、障がい者一人ひとりの特性について理解を高め、障がい者が働きやすい職場環境の整備に努めなければなりません。

事業主団体の責務…構成員である事業主に対し、障がい者の雇用の促進等のために必要な情報の提供及び助言に努めなければなりません。

府民の責務…障がい者の雇用と就労に関する理解を高めるとともに、府が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

【第二章 障がい者の雇用の促進等と就労の支援に関する施策】

第二章では、「職業教育や職業訓練の充実」「福祉施設の利用者に対する企業への就職支援」「特例子会社の設立の促進」「障がい者に対する就業面・生活面の支援」「福祉施設等からの物品の買入れ等」など、障がい者の雇用の促進等と就労の支援に関する府の基本的施策を定めています。

【第三章 府と関係がある事業主の障がい者の雇用義務に基づく雇用の促進等】

第三章では、府と契約を締結し、補助金の交付を受け、又は府の公の施設について指定管理者の指定を受ける事業主に対し法定雇用率達成に誘導していくための規定を設けています。

(1) 障がい者雇用状況の報告(条例第17条第1項)

府と売買、貸借、請負その他の契約を締結し、府の補助金の交付を受け、又は府の公の施設について指定管理者の指定を受ける事業主は、法定雇用率を達成しているかどうかについて、大阪府に報告する必要があります。

(2) 障がい者雇入れ計画の作成等(条例第18条第1項)

障がい者雇用率を達成していない事業主は、「障がい者雇入れ計画」を提出する必要があります。

(3) 障がい者雇入れ計画の達成状況の報告(条例第21条)

障がい者雇入れ計画の期間の終了後、当該雇入れ計画の達成状況を報告する必要があります。

(4) 公表(条例第23条)

①知事は、事業主が、障がい者の雇用状況を報告しなかったり、障がい者雇入れ計画を提出しなかった場合などにおいて、その行為について正当な理由がないと認めるときは、氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができます。

②知事は、事業主がその責めに帰すべき重大な理由により計画を達成できなかった場合は、氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができます。

【大阪府障がい者雇用促進センターによるサポート】

昨年7月に開設した大阪府障がい者雇用促進センターでは、障がい者雇用に取り組む事業主に対して、各種支援制度の活用などの情報提供、障がい者の採用や雇用管理に関する支援、さらには府内・府外の企業に対する特例子会社の設立についてサポートを行います。

(主な業務)

- ◆法定雇用率未達成企業への情報提供や啓発活動などの働きかけ
- ◆障がい者を雇用しようとする企業へのアドバイスや専門家派遣
- ◆事業主と職業訓練生や支援学校生徒、福祉施設利用者等とのマッチング

【大阪ハートフル基金】

障がい者の雇用の促進にご協力頂ける企業や府民からも広く寄付金を募り、障がい者雇用を支える人材の育成や、重度・知的・精神障がい者の雇用拡大等に取り組む事業主を支援します。

(実施事業)

- ◆障がい者を支援する人材の育成など職場定着に取り組む企業への支援。
- ◆特例子会社や重度障がい者多数雇用事業所等の設立に対する情報・経営面等の支援・助言。

これらの取組みにより、障がい者雇用ナンバー1都市・大阪の実現を目指します。

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に基づく指導

